

那賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

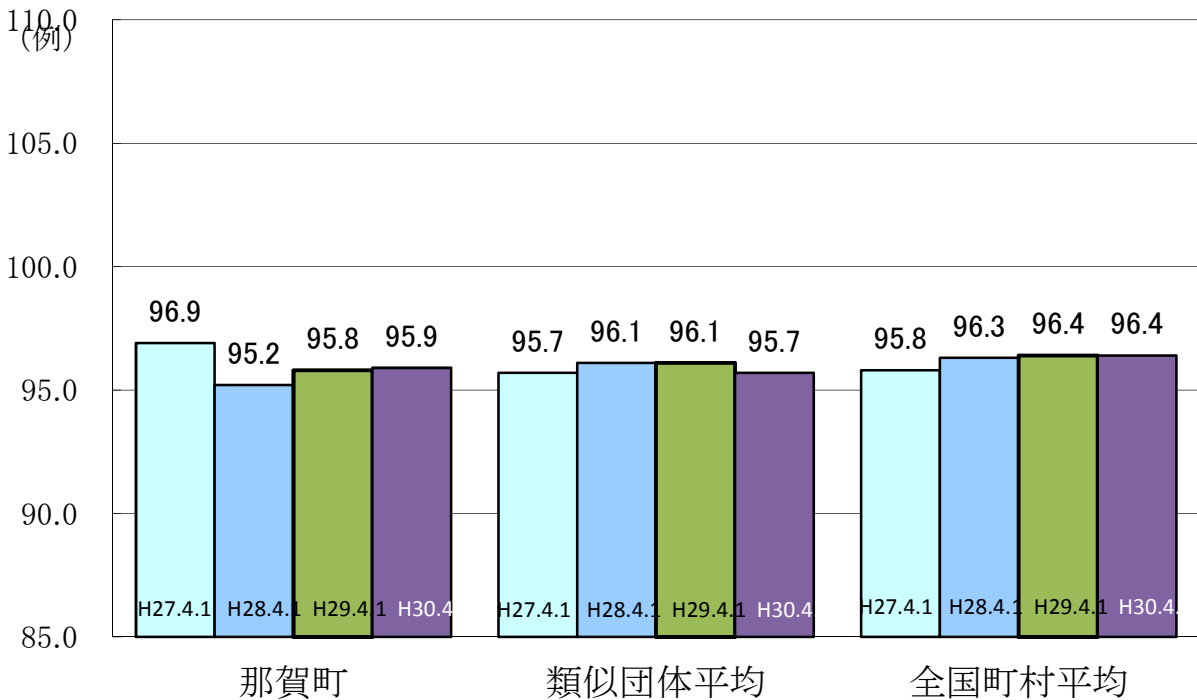
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
29	8,591	13,616,470	982,072	1,884,112	13.8	15.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与 費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29	240	827,188	133,937	317,339	1,278,464	5,327	5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短期間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、その理由

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しの状況においては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【 実施 未実施 】

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日までの経過措置(現給保障))を実施。技能労務職の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえ同様の見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合

支給割合)国基準0%に対し、那賀町は10%を支給。

	平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合		平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	—	—	—	—
那賀町の支給割合	10%	10%	—	10%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
那賀町	42.5 歳	316,395 円	371,665 円	334,365 円
徳島県	44.5 歳	337,278 円	431,355 円	370,925 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.5 歳	304,556 円	350,996 円	329,554 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
那賀町	50.8 歳	29 人	283,238 円	307,427 円	292,486 円	—	—	—	—
うち運転手	54.3 歳	3 人	308,433 円	340,952 円	312,833 円	自家用乗用自動車運転者	59.1 歳	218,100 円	1.56
うち清掃作業員	43.8 歳	8 人	278,962 円	317,691 円	299,213 円	廃棄物処理従業員	45.8 歳	293,000 円	1.08
うち学校給食員	53.5 歳	10 人	274,320 円	286,530 円	275,820 円	調理士	46.7 歳	247,600 円	1.16
うちその他	53.0 歳	8 人	289,212 円	310,938 円	298,963 円	—	—	—	—
徳島県	55.8 歳	51 人	357,339 円	395,088 円	372,828 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	5 人	277,651 円	302,228 円	289,378 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
那賀町	5,011,060 円	— 円	—
うち 運 転 手	5,096,856 円	3,692,000 円	1.38
うち 清 掃 作 業 員	5,229,444 円	4,038,000 円	1.30
うち 学 校 給 食 員	4,689,512 円	3,451,700 円	1.36
うち そ の 他	5,162,763 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27年～29年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末、勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当を合したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出して

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		那賀町	徳島県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,400 円	149,200 円	- 円
	中 学 卒	- 円	140,400 円	- 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(30年4月1日現在)

区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	247,700 円	303,700 円	348,200 円	387,800 円
	高 校 卒	214,200 円	267,300 円	324,600 円	353,200 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	261,700 円	273,400 円	288,300 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

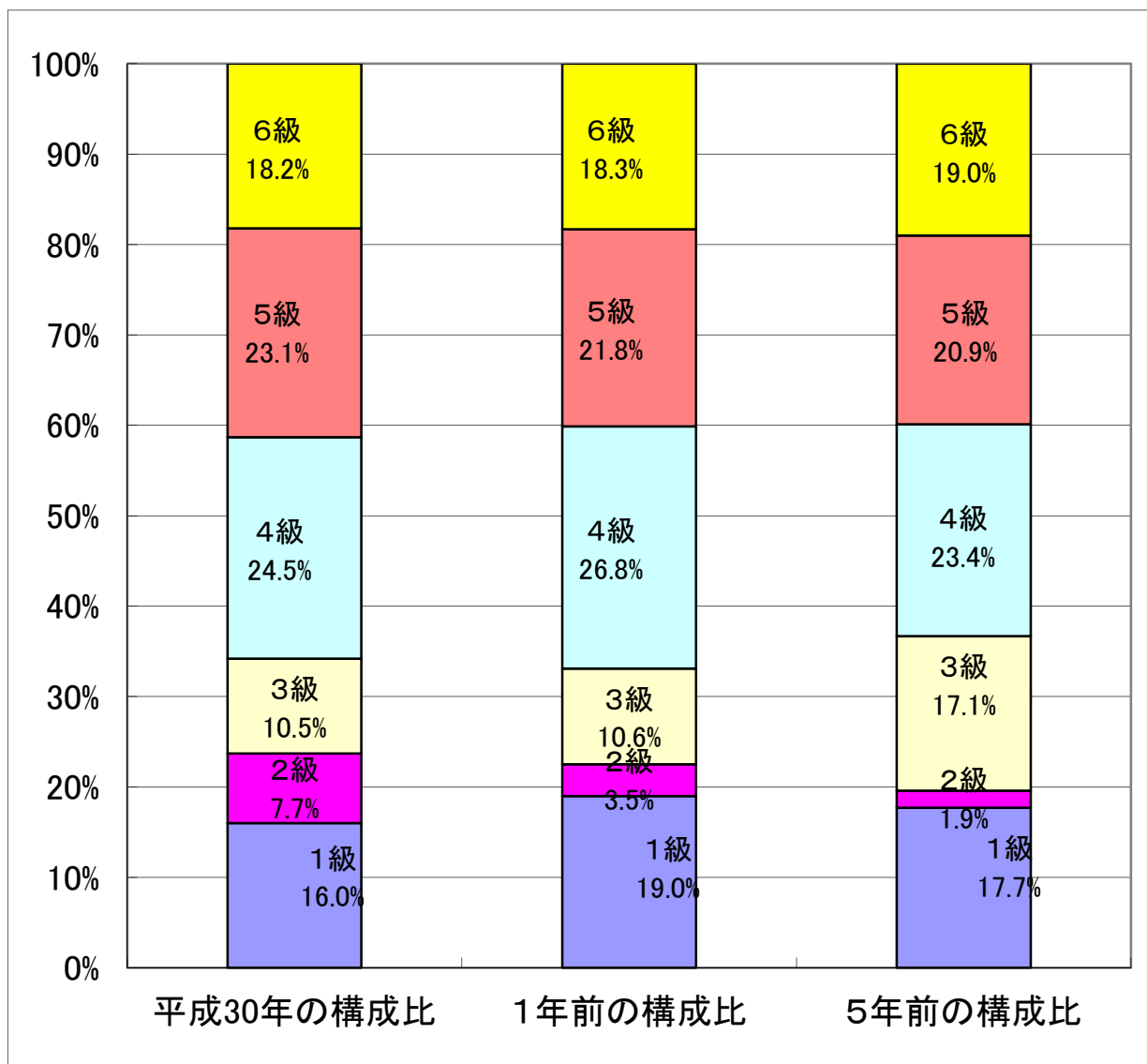
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事、困難な業務を処理する課長及びこれに相当する職務	26 人	18.2 %	318,500 円	409,800 円
5級	課長、主幹、課長補佐及びこれに相当する職務	33 人	23.1 %	288,000 円	392,600 円
4級	主査、困難な業務を分掌する係長及びこれに相当する職務	35 人	24.5 %	262,000 円	380,600 円
3級	係長及びこれに相当する職務 主任及び特に高度な知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務及びこれに相当する職務	15 人	10.5 %	228,900 円	349,600 円
2級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務及びこれに相当する職務	11 人	7.7 %	192,700 円	303,800 円
1級	定型的な業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務主事補、技師補の職務	23 人	16.0 %	142,600 円	247,100 円

(注) 1 那賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までににおける運用	那賀町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

那賀町	徳島県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,531 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,746 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成30年度中における運用	那賀町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用				
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○	○	○
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

那賀町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	39.758 月分	47.709 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職時特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職時特例措置(2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	10,178 千円	19,075 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)			3,658 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			522,609 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
町内全域(医師のみ)	10 %	7 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			95.8
(ラスパイレス指数)			(95.8)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		16,559 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		344,977 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		15.8 %		
手当の種類(手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (年度決算)	左記職員に対する支給単価
病院、診療所職員 勤務手当	病院長・診療所長	若しく危険、不快、困難で特殊な業務	3,315 千円	30%以内
	医長・所長補佐	〃	1,969 千円	給料月額と扶養手 当月額を加算した 額に右記に掲げる 支給割合を乗じて 算定する
	医師	臨床業務	3,220 千円	15%以内
	医師	危険業務	1,611 千円	10%以内
	医師	放射線業務	1,610 千円	5%以内
	医師	時間外勤務時間診療業務	32,596 千円	月額105,000円以内
	主任看護師	若しく危険、不快、困難で特殊な業務	60 千円	月額5,000円
	看護師	危険業務	1,089 千円	月額3,000円
	放射線技師	若しく危険、不快、困難で特殊な業務	60 千円	月額5,000円
	薬剤師	〃	36 千円	月額3,000円
	理学療法士	〃	108 千円	月額3,000円
	作業療法士	〃	36 千円	月額3,000円
	管理栄養士	〃	— 千円	月額3,000円
	検査技師	〃	72 千円	月額3,000円
救急救命士手当	消防職員	救急救命士業務	117 千円	月額3,000円
潜水手当	消防職員	潜水業務	— 千円	1時間当たり310円
徳島県防災ヘリコプター 搭乗派遣手当	消防職員	徳島県防災ヘリコ プター搭乗派遣業 務	— 千円	月額6,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	46,179 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	275 千円
支給実績(28年度決算)	42,675 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	198 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円 父母等6,500円 満16歳年度当初から満22歳年度末までの子5,000円加算	同じ		36,856 千円	259,549 円
住居手当	家賃12,000円を超える場合27,000円を限度に支給	同じ		15,781 千円	250,492 円
通勤手当	通勤の為に自動車等を使用し、距離片道2.0km以上の者2.0kmから6.0kmまで4,200円6.0kmから10.0kmまで6,000円10.0kmから14kmまで8,400円 ※以上4km毎に段階的に2,500円から2,800円増額	異なる	距離に応じ2,000円～24,500円	41,860 千円	222,660 円
管理職手当	課長(6級)40,000円、30,000円/月 課長・課長補佐(5級)23,500円/月 課長補佐(4級)21,200円/月	異なる	俸給表別、職務の級別俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	30,758 千円	410,107 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給。月額30,000円	同じ		30 千円	30 円
休日勤務手当	国民の祝日に関する法律に規定する休日に勤務を命じられた職員に支給する(勤務1時間あたりの給与額に135/100を乗じて得た額(深夜は25/100を加算))	同じ		時間外勤務手当に合算して計上 千円	時間外勤務手当に合算して計上 円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	723,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 345,000 円	
	副 町 長	578,400 円 (円)	653,000 円 / 360,000 円	
	収 入 役	円 (円)	円 / 円	
報 酬	議 長	255,900 円 (円)	365,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	218,100 円 (円)	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	182,000 円 (円)	301,000 円 / 143,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長	(29年度支給割合) 2.8 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 2.8 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長	(算定方式) 在職1ヶ月につき43.50/100 在職1ヶ月につき25.75/100	(1期の手当額) 15,096 千円 7,149 千円	(支給時期) 任期満了時または退職時 "
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

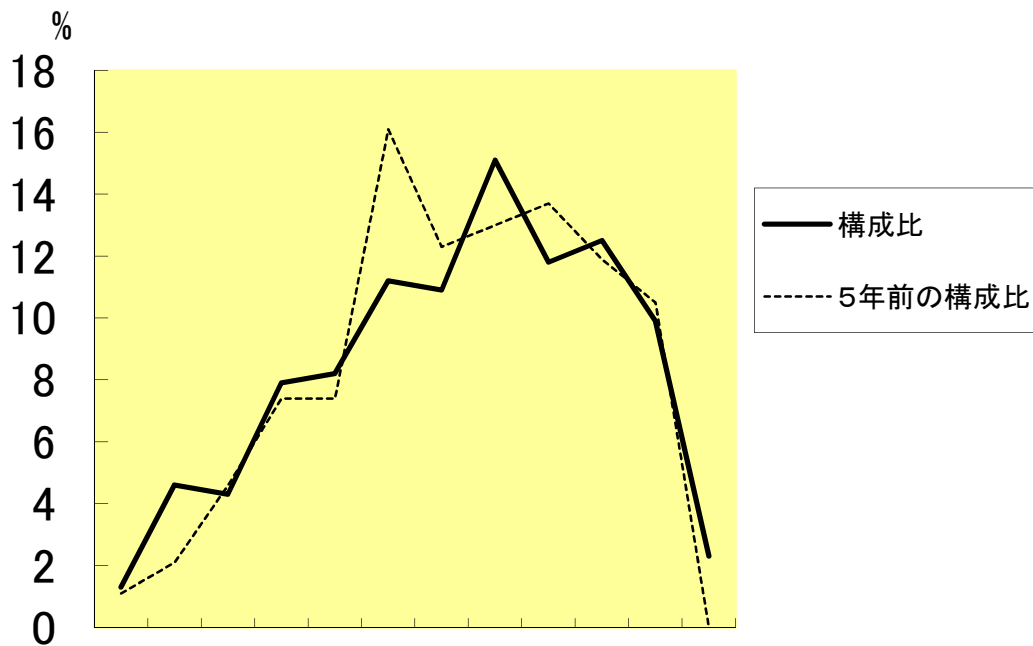
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普通 会計 部門	議会	2	2	0	
	総務	51	50	-1	消防次長として消防部門へ1名派遣
	税務	6	6	0	
	民生	61	61	0	
	衛生	33	33	0	
	農林水産	17	17	0	
	商工	4	4	0	
	土木	10	10	0	
	計	184	183	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 213 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.4 人)
	教育部門	25	24	-1	
消防部門	30	33	3	欠員補充	
小 計	239	240	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 279 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 129.23 人)	
公営 企業 等部 門	病院	57	59	2	県派遣医師増員
	水道			0	
	下水道			0	
	交通			0	
	その他	5	5	0	
小 計	62	64	2		
合 計		301	304	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 354 人
		[317]	[317]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	14人	13人	24人	25人	34人	33人	46人	36人	38人	30人	7人	304人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部 門	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	194	179	183	183	184	183	-11	-6.0%
教育	34	32	26	25	25	24	-10	-41.7%
消防	0	32	33	32	30	33	33	100.0%
普通会計計	228	243	242	240	239	240	12	5.0%
公営企業等会計計	58	59	58	60	62	64	6	9.4%
総合計	286	302	300	300	301	304	18	6.0%

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。